

電磁波の悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）及び電磁波の人体と健康への
悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に働きかけるよう求める陳情
(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 71 号

受理年月日 令和7年5月23日

付託年月日 令和7年6月12日

陳情者 ······
·····

陳情原文 スマートフォンが普及し、今から15年前に国会でも質問された電磁波の人体への悪影響や電磁波過敏症に関しては、一向に法整備がされず対策もせず、今日に至っています。最近では、5Gとなり悪影響を訴える人が広がっていて、その中に集団ストーカー犯罪を訴える方々や、電磁波の悪用、エレクトロニクス・ハラスメント、また、過敏症と攻撃被害を叫ぶ方が増えています。

日本全国に電磁波過敏症の被害者は5万人、エレクトロニクス・ハラスメントの被害者は2万人点在していると言われています。それに対して行政は不知で、対策を考えていません。そこで、調査（専門調査研究部門を設置）と対策（診断を出せる医師育成）及び保護支援（保障制度、公的保険の適用）を求め、国に対し法改正・法整備を働きかけるよう求めます。

1 電磁波過敏症

2011年の民主党政権時、自由民主党の議員が「電磁波に関する質問主意書」を提出しました。その内容は以下のようないものです。

『私たちの身の回りには、目に見えない電磁波が飛び交っており、携帯電話、ワイヤレスブロードバンドなどの普及により、電磁波の量は飛躍的に増加していると考えられ、それについて、これらの電磁波が健康に影響を及ぼしているのではないかと不安を感じている人が増加している。特に携帯電話やワイヤレスブロードバンドの基地局から発せられる高周波の電磁波に対しては、その安全性について疑問の声があがっている。

(1) 海外の電磁波に対する法整備等

欧州諸国では、電磁波過敏症は社会的に認知されつつあり、公的保険の対象として治療が受けられる。

アメリカでも電磁波過敏症の専門医が患者のケアを行っている。

スウェーデンのストックホルム市では、自治体が、電磁波過敏症の発症者に對し、より電磁波漏えいの少ない電化製品への交換や、遮蔽フィルムを貼ったり塗料を塗ったりといったリフォーム費用を負担または補助しており、さらに

(裏面に続く)

は、電磁波過敏症の発症者が働き続けられるように雇用主にも対策を求めてい
るという。

欧米では疫学調査に基づき、低周波の規制値を4～10ミリガウスまでとし
ているのに対し、日本では1,000ミリガウスとしている。

世界保健機関は、低周波の新環境保健基準を発表し、この中で4ミリガウス
以上での小児白血病のリスクを認めている。

高周波の規制値は、欧州などでは、1平方センチメートルあたり0.1～1
0マイクロワットとされているのに対し、日本は1,000マイクロワットと
されている。欧州などのように予防原則の立場から、より厳しい規制に改める
必要がある。

携帯電話の電磁波を規制する動きとして、比吸収率（SAR）という安全基
準が設けられている。フランスの法律では、「フランス国内で販売される全て
の携帯電話は、比吸収率（SAR）をフランス語で明確に表示しなければなら
ない。また、通話中の頭部への電波ばく露を制限する付属品の使用推奨にも言
及しなければならない。」とされている。日本でも総務省令により、毎キログ
ラムあたり2ワットの許容値を満たすことが義務づけられてはいるが、一般的
にこの比吸収率（SAR）について知られていないのが現状である。携帯電話
購入の際の検討要素として、この比吸収率（SAR）も、より周知されるよう
にすべき。

フランスでは、電磁波による子どもの健康への影響を考慮して、「保健省は、
6歳以下の子ども向けの電波放射機器の販売または無料配布を禁止する法律を
制定することができる。」と法律で定められている。

ロシアの国立非電離放射線防護委員会は、「16歳以下の子どもは携帯電
話を使うべきではない」と述べている。

イギリスの国立放射線防護委員会は、「8歳未満の子どもには携帯電話を使
わせないように」と、カナダのトロント市公衆衛生局は、「8歳以下の子ども
たちには固定電話を」、アイルランドのアイルランド医師環境協会は、「16
歳以下の子どもには携帯電話を使用させないように」と、携帯電話の子どもた
ちの体への影響を考慮した規制・勧告・要請を行っている。

（2）国内での条例

岩手県滝沢村では、電磁波や低周波による影響などの調査研究や規制につい
て、「滝沢村環境基本条例」が施行されており、全国の他の市町村においても、
携帯電話基地局の設置に関する条例などが施行されている。

これら海外の規制値等を政府に質問していましたが、翌年に政権交代し、この

（次頁に続く）

質問以降も変化が見られず、電磁波の健康への悪影響は忘れ去られています。

また、宮崎県小林市において、保育園児に鼻血が止まらない園児が続出しました。

2014年12月議会で全国初の快挙として条例を勝ち取り、「小林市携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る紛争の予防と調整に関する条例」が可決されました。

2 電磁波悪用

その後、さらに5G・6Gと電磁波の量も増え、人々への健康被害も増え続けています。海外では体調不良を訴える電磁波悪用攻撃のハバナ症候群の報告と法整備がなされ、医師の検診も受けることができ、保険も使用できる流れになっています。

また、昨年の5月にはアメリカのコロラド州で、7月にはカリフォルニア州にて、人権法案として「脳データ」の悪用を禁じる法案が採決されました。これも電磁波を使用して人の「脳データ」を採取するもので、さらにそれが売り買いされているというものです。

衛星からのGPSと携帯基地局による位置情報と「脳データ」の悪用で、人々を監視しマインドコントロールまでできると、2017年の国会質問では共産党議員がエドワード・スノーデンのファイルを引用し、政府がエックス・キー・スコアという生体情報から監視するシステムを米国企業から購入し、防衛省情報本部電波部に渡し、警察と個人情報を共有しているということを質問していますが、政府の回答は「出所不明の文章」として答えませんでした。2025年現在、米国ではトランプ政権が再度誕生し、スノーデンが恩赦される方向で進められているようで、明らかな出所の文章として認識される時期も近づいています。

ここに一般市民の電磁波被害者として、電磁波過敏症と電磁波による悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）の調査、対策及び法整備について、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 行政で電磁波の人体への悪影響の調査、エレクトロニクス・ハラスメント対策チーム設置（測定と発生元特定）及び保護と周知をすること。
- 2 電磁波過敏症及び電磁波被害の専門医の設置、公的保険の適用を推進するよう日本政府に働きかけること。
- 3 地域内の携帯基地局の所在地を明記し区民に知らせること。
- 4 海外の規制値と国内の規制値を比べ、何故現在大きな隔たりがあるのかを調べ、電磁波の人体への影響（特に子どもたちの身体への影響）を考慮し、危機意識の高い国々の水準に合わせた法改正を日本政府に働きかけること。